

犯罪被害者等について



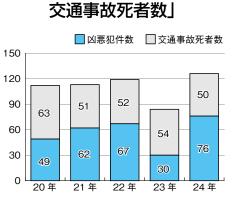
しく理解していますか? 犯罪被害者等について正

ぼす行為により害を被った人及びそ これに準ずる心身に有害な影響を及 の家族又は遺族のことです。 犯罪被害者等」とは、犯罪及び

らの間接的被害も含めると被害を受 けている人は相当数に上ります。 きな影響を与えるものであり、これ の家族などの精神面や生活面にも大 害は、直接の被害者だけでなく、そ 50人となっています。犯罪による被 強姦等)は76件、交通事故死者数は このうち凶悪犯(殺人、強盗、放火、 件・交通事故は約1万6千件です。 平成24年に県内で発生した犯罪事

けられるなど、被害後に生じる「二 責任なうわさ話等により名誉が傷つ 神的・経済的な被害を受けたり、 産上の直接的な被害だけでなく、 次的被害」に苦しめられる場合もあ 犯罪被害を受けた場合、 無 財

> です。 関わる問題として考えることが必要 なる可能性があります。思いがけず ひとりが正しく理解し、 れている状況や心情について、一人 犯罪に巻き込まれた人たちが置か 誰もが犯罪の被害者やその家族に 自分自身に



「凶悪犯件数及び

和歌山県の

◎県庁県民生活課

相談窓口

月~金曜9時~17時45分 電話 073 - 441 - 2350 〔祝日、年末・年始を除く〕

◎(公社)紀の国被害者支援センター

③総合的支援

必要ならば産科医療につなぐととも を受け、緊急医療(避妊医療等)が 分からずに悩んでいる被害者の相談 に、事後の心のケアなどの総合的支 ることも出来ず、どうしたらよいか ◎性暴力救援センター和歌山 県は、性暴力を受け、警察に届け 電話 やま mine (マイン)」 山県立医科大学附属病院内 月曜日~金曜日10時~ (祝日、年末・年始を除く) 16

年始を除く) 相談・医療9時~17時 **2**073 - 444 - 0099 〈土・日は16時30分まで、祝日、年末

ています。

*法テラス

① 相 談

緊急医療(避妊等)

は9時~

22時まで

(年末・年始を除く)

- ・女性相談員が常駐
- 本人の希望による支援をコーディ ネート
- ②医療的支援産科医療等
- 医療費の公費負担 感染症検査等) (緊急避妊· 性

(和歌 「わか *精神保健福祉センター *子ども・女性・障害者相談センター *男女共同参画センター 相談 配偶者暴力、子どもの性的虐待の 性暴力等に関する長期的な相談 カウンセラーの紹介

在化防止を図ることを目的に開設し 復、警察への届出促進及び被害の潜 健康回 *和歌山弁護士会 *警察・・刑事手続き 法的支援 弁護士相談、民事手続き

捜査関連支援

精神疾患等相談

援により、心身の負担軽減、

3 月 31 日 民事法律扶助等

ろしくお願い申し上げます。 任となりました。新たに4月1付け 川委員としてご就任されました。 で人権擁護委員として大西恭子さん 員の松本博光さん(杉野原)がご退 (井谷)が委嘱され、人権機関有 (月) 付けで人権擁護委

有田川町教育委員会 社会教育課 一人権に関するお問い合わせ F A X TEL 32-4827 52-2111